

## 予防接種事業

### 1 令和5年度の制度改正について

#### (1) 9価HPVワクチンの導入

現在定期接種で使用されている2価・4価HPVワクチンよりも多くの9種類の遺伝子型を標的としており、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待される。

原則、同じ種類のワクチンで3回接種を完了する。ただし、被接種者が希望する場合、安全性と免疫原性が一定程度明らかになっていることや海外での取り扱いを踏まえ、医師とよく相談したうえで交接種を実施して差し支えない。

従来の対象年齢を超えて行う接種（キャッチアップ接種）においても、同様の取扱いとなる。

15歳未満は2回接種を実施。

#### (2) 四種混合ワクチンの接種開始年齢の変更

百日せきによる乳児の重症化予防の観点から、百日せきを含むワクチンについて、接種対象者を拡大。

	接種開始月齢
現行	生後3か月～
令和5年度から	生後2か月～

### 2 令和5年度の新規事業について

带状疱疹ワクチンの費用助成（予定）

東京都が令和5年度に開始する「带状疱疹ワクチン任意接種補助事業」を活用し、費用助成を実施する。（令和5年度予算の議決後正式決定。）

	助成額	想定接種率
生ワクチン	4,000円	50歳以上人口の3%
不活化ワクチン	10,000円×2回=20,000円	うち、生ワクチン3割 不活化ワクチン7割

今後、調布市医師会と実施方法について協議する。